

李朝後期在地士族家門伝来の所志類について

山内民博

はじめに

近年、韓国では盛んに在地士族（両班）家門伝来の古文書の発掘がおこなわれているが、その中には少なからぬ量の所志や所志に類する文書が含まれている。所志とは、前近代の朝鮮において官への請願ないし提訴のため作成された文書であり、通例、官の回答（題辭）が添書され提出者に返却された。白活、議送、原情、单子、上書などと呼ばれる文書も書式ないし提出先に違いはあるものの類似した性格をもつ。本稿では、そうした文書群を崔承熙氏にしたがって所志類と総称し、在地士族家門に伝来されてきた所志類をとりあげ基礎的な整理を試みたい。

所志類は、まずは請願・訴訟制度研究の基本史料の一つなのであり、また現存する所志類のうち出自の明確なものも多くが在地士族家門伝来の所志類であるという面からいえば、在地士族・鄉村社会研究の貴重な材料でもある。訴訟制度に関する研究は、朴秉濠氏によって本格的に始まり、近年、金仙卿・呉甲均氏らの研究も出て、制度の骨格はおおよそ明らかになったとい¹ってよい。だが、運用の実態、制度の歴史的变化、さらには

李朝裁判・訴訟制度の性格といった問題については今後とも追求すべき課題が多く残されているし、訴訟と対のものである請願についてはいまだ成果に乏しい。さらに在地士族の請願・訴訟活動を、八〇年代以降急速に進展した郷村社会史研究の中に位置づけていく作業も今後の課題であろう。

こうした状況にあつて、従来、所志類は個別に利用されることはあつても、その総合的な検討は十分にできなかつた。もちろん、以上の問題を所志類のみから論じることではできないが、その前提の作業として、本稿では在地士族伝来の所志類から得られる情報を請願・訴訟にかかわる点を中心に整理・検討してみようと思ふ。³⁾

一 史料について

一般に所志類を扱うとき問題となるのは、①所志類がしばしば年記として干支しかもたず、そのみではいつのものなのか判断するのがむずかしい。②各邑(郡県)の守令に提出された所志類には提出者の居住する面なし洞里のみしか記載されないことが多く、どこの邑なのかわからない例が少なくない。③②と関連して提出者がどういふ人物なのか所志類のみからは判断できないことが多い。④提出前後の事情、すなわち同じ案件について前後にも所志類を提出しているのか、どういふ結果に終わったのかといったことが個別の所志類だけではなかなか把握できない、といった点である。

現在、所志類は韓国国立中央図書館などの機関にも大量に所蔵されているが、その多くは右記の問題を抱えている。それにたいし、ここで扱うような家門伝来の所志類の利点は、所志類以外の古文書や族譜などがともに伝えられているので、諸史料を関連させることにより時期・場所・人物の特定がかなりのところ期待できる

し、またしばしば同一案件の文書が一括して伝来され、前後の事情の把握もある程度は可能などころにある。しかし、士族家門伝来という性格からして、多くは士族やその関係者が提出者なのであり、そこから得られる情報をただちに所志類一般に広げて考えることはできない。

さて、現在利用可能な在地士族伝来所志類は相当数あるが、本稿では、全羅道扶安の扶安金氏の三家門、全羅道海南の海南尹氏、全羅道茂長の咸陽吳氏、全羅道南原の全州李氏という、いずれも全羅道の在地士族家門を選び、そこに伝来されてきた所志類を検討することにした。⁴⁾ 各家門について簡単に述べると次のとおりである。

〔扶安金氏〕 扶安県を本貫とするとともに、そこに代々住んだ扶安金氏の中の三家系で、同じ祖先から分かれている。便宜上、それぞれ扶安金氏A・扶安金氏B・扶安金氏Cと呼べば、扶安金氏Aは一七世紀までは文科及第者や官職につく者を出しているが、それ以降在地化して扶安に代々暮らした。戸口单子では一八世紀以降幼学あるいは進士を戸主の職役としている。分財記によれば一八世紀末で五〇〇斗落あまりの耕作地と八〇口ほどの奴婢を所有している。⁵⁾ Bは一九世紀の戸口单子が若干残り、それによれば戸主の職役は幼学が多く、数口の奴婢がいる。Cは戸口単子の残る一八世紀以降は代々扶安に住み、戸主の職役は幼学、奴婢が数口記載されている。

〔海南尹氏〕 海南尹氏の漁樵隱派宗家の家系であり、一七世紀の南人派の代表的存在である尹善道が含まれる。一八世紀半ばまでは文科及第者や官職につくものがみられ、海南県を本拠としつつ漢城にも住んだ。戸口单子によれば、それ以降は幼学が多くほぼ海南に暮らしている。分財記をみると一八世紀初めの最盛期には海南を中心に耕作地二〇〇斗落以上、奴婢四九〇口を数えた。

〔咸陽吳氏〕 一五一六年に進士となった吳世英の後孫の家系で、本貫は咸陽である。世英以後茂長県に住み、

何人かの文科及第者を出したが、一八世紀以降の戸口単子では戸主の職役はみな幼学となっている。一八世紀半ばの分財記では二五〇斗落あまりの耕作地と五〇口ほどの奴婢がいる。

〔全州李氏〕 孝寧大君の曾孫と伝えられる李聘孫の家系で、一六世紀に李聘孫が南原都護府屯徳坊に來居し、以後後孫はそこに暮らした。一八世紀以降残る戸口単子では、ほとんど職役は幼学である。分財記によれば、一八世紀半ばで一八〇斗落あまりの耕作地に四〇口の奴婢を所有している。

これらの家門に伝来されてきた古文書のうち、ここでは次のような文書を所志類とみなしてとりあげることにする。

所志は、しばしば「右謹言所志矣段」など「所志」という文言で始まることからそう呼ばれるのであるが、崔承熙氏はその著書『韓国古文書研究』の中で所志について「士庶・下吏・賤民が官府に提出した訴状・請願書・嘆願書である」とし、所志の別名として白活、書式などが若干異なるが内容上所志類に属するものとして等状、単子、原情、議送、上書をあげている。⁶⁾この定義にしたがってほぼ問題はないと思うが、氏が「訴状・請願書・嘆願書」というように、同じ書式の文書群の中に私人間の紛争に起因して訴訟を提起したものと、紛争とはかかわらない請願とが混在するのが所志類の特徴の一つであり、広くとれば訴訟文書にしても紛争の解決を官に求めているという意味で請願の一種といえなくもない。また所志類の提出者は氏が「士庶・下吏・賤民」と述べているように、身分や官職の有無にかわりなく広く分布し、定義において所志類と特定の階層を結びつけることはできない。さらに提出者は必ずしも個人に限られるわけではなく、書院や郷校から官に出された稟目の中にも内容からみて所志類とみなすべきものがある。⁷⁾

以上再言すれば、広く社会の構成員が官にたいし訴訟を提起したり、請願をおこなうために作成した文書を所志類と考えて、検討の対象としたい。

さて、本稿でとりあげる家門に伝わる古文書の中で、右に述べた意味で所志類とみなせるものは合わせて四四九件になる。このうち破損等のため内容の把握がきわめて困難なもの一〇件は検討の対象から省いた。そのほかに、提訴・請願にたいする官の回答として所志類に書き加えられる題辞、題辞を出した人物の押（手決）、官印の三つすべてが欠ける所志類は、作成はしたものの官には提出されなかった、あるいは草稿であった可能性が高いとみなし、直接の対象としないこととした。こうした所志類が一六件ある。さらに書式上他の所志と区別がつけたいが、官職をもつ者がその官職にかかわる件について願ひ出ている例が一件ある。こうした官人所志とでも呼ぶべき官内部でやりとりされる文書は他の所志と性格が大きく異なると考えて、検討の対象とはしないことにした。また、一八九四年の甲午改革以降、法・裁判制度も大きく変容していく。よってこの時期の所志類は別に扱うべきものと考え、便宜上一八九四年と九五年の間に区切りを置いて、一八九五年以降の所志類と、年代の推定がまったくできないもの、そして時期が大きく離れる高麗時代の所志類一件を⁶⁾あわせた二三件も検討から外すことにした。

以上を除いた合計三八九件の所志類を所蔵家門・年代別に示せば、表1となる。この中には、年代不明ではあるが干支から一八九四年以前と推定できるものも入れている。また、各家門で作成・提出した所志類の中には、土地売買などにもない権利関係文書の一つとして他に移ったり、紛失ないし何らかの理由で破棄さ

表1 所蔵家門別所志類数

*1: ただし1894年以前と推定できるもの

年代	～1600	1601～1700	1701～1800	1801～1894	不明*1	計
扶安金氏A	1	7	16	26	2	52
扶安金氏B			3	6		9
扶安金氏C				30		30
海南尹氏	1	73	30	12	5	121
全州李氏		7	21	82	5	115
咸陽呉氏		9	15	34	4	62
合計	2	96	85	190	16	389

れた所志類の存在も予想されるため、これが作成・提出された所志類のすべてというわけでは必ずしもない。もともと古い所志類は高麗時代の一件を別にすると一五六九年のもので、それを含めて一六世紀まではわずかに二件、ほとんどが一七世紀以降であり、とくに一九世紀が一九〇件と全体の半分に近い。本稿で扱う所志類はほぼ李朝後期に限定される。

なお、この程度の家門と所志類の数では、李朝後期全羅道の在地士族伝来という条件の中でも、対象家門による偏りの避けがたい点には留意しておく必要がある。

二 所志類の形式

それでは、分析対象とする三八九件の所志類にみられる文書形式について、まず検討してみたい。

(一) 所志 次に挙げたのは典型的な所志の一例で、土地売買にもなう紛争につき訴えているものである。

庚子年は一七二〇年にあたる。

〔史料1〕

① 花山面居幼学李思愿奴士男

② 右謹言所志矣段、奴上典去年八月分□□伊処租十五石錢文十兩備給為白遣、県地県山面白也只家前員、上項元伊母道非量薑田四斗落負數七卜四庫果称畚二斗落只負數九卜五庫買得之後、即令量案中矣名以載録為白乎、則千万意外県山面白也只里居李卯節為名者、去丁卯年分買得是如為白乎矣、前後文書細細相考、則其年良中僧海認処買得明文辞意内、価折木三疋以相約成文是白乎矣、訂筆執三人不為着名是遣、畚主僧人処不忘記内、畚価三疋乙不為備給為去乎、完記内若不備給是去等、還推事文記明白、而大盖此僧与元伊以兄弟之間也、年

兇尤酷是白良置、畚ニ斗落只価折有何三疋之理是乎、訂筆執等、何不着名是乎、畚価三疋乙多少間備給、則何不推不忘記伝換元伊処乎、撰諸事理、実為偽造文記是乎等以、敢此伸訴為白去乎、同卵節捉治依律後、以杜他矣田畚隠然耕食之罪為乎、決無非理紛紜之弊為白只為
行下向教是事

③ 令監主処分

④ 庚子正月 日 所志

⑤ 推問処決次、状付人捉来事

十五

⑥ 官（押）

（官印）（*□は釈文できない文字）⁹⁾

まず第一行に所志提出者の居住地、身分・職役、姓名が記される。この所志では海南県花山面に住む幼学李思愿の奴士男が提出者である。奴、ときに婢が上典（主人）にかわって提出者となることは珍しくない。提出者が住む邑の守令に出される場合には居住地の邑名はほとんど略され、面名や里名のみが記される。また提出者の名前の下に手決や手寸が記されることもあるが、事例としては多くない。所志の提出者は一人のこともあれば、複数のこともある。複数の場合、①には代表者名のみ記し④の提出年月日に続けて提出者全員の名前が列挙されることもある。あるいは①の末尾が等状と結ばれる例もある。¹⁰⁾

次いで②の提訴・請願の内容を記した本文、③の提出先、④の提出年月日と続き、ここまでが所志提出者が記載している部分である。本文の冒頭を「右謹言所志」「右謹陳所志」などの文言で始め、④の年月日の末尾を「所志」と結ぶのが一つの型であり、所志と称される由縁である。また冒頭が「右謹言情由」で始まるなど「所志」という表現はもたないが、その他の書式・内容には共通点の多い例がある。これも分類上は所志とす

るのが適當であろう。とくに④の末尾の「所志」は一九世紀の事例には一例も見いだせない。

②の本文は吏読文（吏読まじりの漢文）で表記されるのが普通であり、まれにハングルが用いられる。本文末は改行して「行下向教是事」と結ばれることが多い。③の部分には提出先に続いて「処分」と記される。「令監主」は邑の守令のことで、「案前主」「使道主」「城主」とも書かれるが、「城主」は提出者が「化民」「幼学」など士族と推測される呼称を名乗る場合（化民については後述）、それ以外は提出者が奴婢や常民であることが多いのである。道の觀察使に出す場合は「巡相」「觀察使」、暗行御史だと「繡衣閣下」などと記されている。④には、まず提出された年が干支、ときに中国年号で書かれ、月日は通常「某月日」と日付は記さない。

⑤は題辞ないし題音、略して題と呼ばれる、請願・提訴にたいする官の回答である。提出された所志の余白、ときには本文の上に草書で大書される。紙の裏面に背題と呼ばれる追加の題が記されることもある。題の末尾には題を出した日付を記す。右の例で「十五」とあるのがそれである。また末尾には、しばしば「刑吏」「將校」「面任」「座首」「状民」「状者」など題の宛て先が書かれることもある。次の例をみてみよう。

〔史料2〕 査問次、李在星即為捉来向事 廿八日 刑吏¹¹

〔史料3〕 辛漢捉来向事 状民 初十日¹²

いずれも題辞であるが、史料2では刑吏にたいし李在星という人物を捉来（召喚）するよう、史料3では状民、すなわち所志を提出した者に辛漢を捉来するよう命じているわけである。李在星、辛漢はともに訴えられた元隻（被告）である。この点については「刑吏」などを題を出した者とみる見解もあるが、「状民」「状者」といった記載もあることから、朴秉濠氏など先学にしたがい題の宛て先とって問題はないであろう。¹³ 史料1では題の宛て先が記されていないが、こうした例では所志の提出者が題の宛て先と考えられる。

⑥は題の発給者の署名であり、通例文書左上に官職にしたがい「官」「行使」「御史」などと記し、その下に押（手決）がくる。また文書上には一個から数個の官印が押されている。¹⁴⁾

以上のような形式の所志が全三八九件の中の二五七件を占めているが、本稿で対象とする事例をみる限り、所志の形式で提出された文書の請願・提訴の内容は多岐にわたっており、特定の問題に限定されるものではない。ただし、旌表や配享の請願には用いられていない。提出者の身分も士族から奴婢まで様々で、特別の関連はない。提出先は圧倒的に守令が多く、所志二五七件中二三二件を占めるが、観察使に所志の形式で出されることもある。暗行御史への請願・提訴には所志はみられない。

(2) 原情 また冒頭の提出者名の後に「原情」と記され、後の形式は所志と共通する文書が一件ある。『儒胥必知』や『秋官志』には国王に直接提訴・請願する「撃錚原情」の書式が載せられているが、こうした例は本稿で対象とする事例には含まれていない。なお刑獄における被告の陳述も原情とよばれる。

(3) 議送 同じく所志に類似した形式の文書に議送がある。議送は、例えば「南原幼学李正銓等議送」のように冒頭提出者名に続いて議送と記したり、本文が「右議送」で始まったり、あるいは提出年月日のあとに議送と結ぶ点で書式上所志と異なる。特徴となるのは、提出先が観察使や暗行御史であることである。また一八件ある議送の多くは紛争に起因した提訴であるが、請願もないわけではない。

(4) 单子 所志とはやや異なり、冒頭が「城主前单子」のように提出先に続いて单子と記したり、あるいは提出者名に続いて「单子」と記し、その後の本文は「恐 鑑伏以」「誠惶誠恐仰達」などの表現で始まる。末尾以降は所志と共通する。確認できる限りでは提出者に奴婢など士族ではないことが明らかなる者はなく、「化民」を名乗る例が多い。士族が直接提訴・請願する際に用いる形式と思われる。単子は四七件あり、すべて提出先は守令である。¹⁵⁾ また内容としては山訟にかかわる例が多い。

(5) 白活 右の单子とはほ同し書式で「单子」のかわりに「白活」と表記している例が一九件ある。いずれも南原の全州李氏家蔵のもので、提出者は化民、幼学ないし官職を名乗っており、守令にたいし出されている。本事例に限っていえば、单子と同じく士族が直接提出する所志類の形式ということになる。

(6) 上書 次の例のような上書と呼ばれる形式の所志類も四二件含まれる。

〔史料4〕 道内儒生高基煥等謹齋沐百拜上書于

巡相閣下、伏以（以下略）¹⁶

すべて提出者は複数であり、儒生、化民、幼学など士族と推測される呼称を名乗っている。冒頭行には一、二名の代表者のみ名前を記し、末尾提出年月日に続いて提出者全員の署名がくる。吏読を用いず漢文で書かれている。内容は旌表の請願が主で、山訟もある。これも士族が直接提出する所志類の形式と考えられる。

なお、全体を通しての書式上の問題として、中国年号のあらわれる例は全三八九件中二八件、もっとも新しいもので康熙四四年（一七〇五年）であり、ほとんどは十七世紀までの所志類である。土地や奴婢の売買の認証を求める所志に多い。例えば土地の売買文記は一九世紀のものも含め中国年号を用いることが多いのに比べれば、一つの特徴といえよう。

三 所志類の記載内容

記載内容を検討するにあたり、まず所志類を紛争に起因して訴訟を提起している、すなわち元隻（被告）の存在する所志類と、紛争とは関係なく官にたいし何らかの請願をおこなっているもの、いいかえれば元隻のない所志類とに大きく分けて考えてみたい。以下、仮にそれぞれを訴訟所志類、請願所志類と呼ぶことにする。

先にも述べたが、この両者は形式上区別できるものではない。

なお、訴訟所志類には刑事的なものと民事的なものがしばしば分ちがたく混在している。李朝の裁判制度上は獄訟と詞訟、おおまかにいって刑事的な裁判と民事的な裁判とが区別されているのであるが、暴力などを含まない民事的な事件であっても提訴の具体的な要求の中には元隻を律によって処罰することを求める例がよくあり、また例えば民事的な紛争がその過程で暴力による傷害をともなった場合にも両者を分けて提訴するということはない。提訴段階だけでなく、裁判の結果においても民事的な詞訟が判決において刑罰をともなうこともあり、獄訟と詞訟、刑事的なものと民事的なものとの実態における境界はいまいである。したがって個々の提訴を民事的か刑事的かによって分けることは困難で、ここでは一括して扱いたい。⁽¹⁾

(1) 請願・訴訟の概要

そこで本稿で対象とする事例につき、どのような

表2 所志類の内容

*1: 表1に同じ

年代		～1600	1601～1700	1701～1800	1801～1894	不明*1	計
請願所志類	奴婢買得		37	30			67
	旌表			2	34		36
	賦役免除		1	3	16	3	23
	土地立案		8	1		1	10
	紛失文書		3	4			7
	墓地確認		2	1	3		6
	土地買得		5				5
	土地確認		2	1			3
その他		4	4	4	5	2	15
計		0	62	46	58	6	172
訴訟所志類	山訟		1	18	119	5	143
	土地紛争	1	26	14	9	1	51
	奴婢紛争		5	2		1	8
	庄民拒納			4			4
	債銭紛争				3		3
	賦役紛争					3	3
	その他	1	2	1	1		5
計	2	34	39	132	10	217	

問題について請願・提訴しているか、年代別に概要を示したのが表2である。所志類が三件以上あるものを事例の多い順にならべ、二件以下はその他にまとめている。

請願所志類の中でもっとも数が多いのが「奴婢買得」で、奴婢の売買にあたり買主側が官の認証を求めたものである。通常これに売主から買主への売買明文、売主と証人が官に提出した招辞、売買を認める官の立案が粘連（貼付）一括されている。奴婢売買の多くはこの形で官の認証を得ている。各家門の戸口単子を見ると一九世紀に入って所有奴婢の数が大幅に減少しており、この時期奴婢買得にかかわる所志がみられないのもそれが一因であろう。

次に「旌表」とは忠・孝・烈の徳目に優れた人物を官に推薦し、表彰すなわち旌表を請願するものである。⁽¹⁸⁾すべて上書の形式をとり、一九世紀に集中している。

「賦役免除」は各種の賦税・力役の免除を請願しているものである。墓直奴免役の認証を要請するなど、慣例として認められていた免税・免役特権が侵害された際にその再確認を求めた所志類が多い。一九世紀に入っ

て増えており、三政（田政・軍政・還政）の弊に代表される国家収取体制の変動・動揺との関連が推測される。「土地立案」は「無主陳荒地」や「海沢」の開発・耕作権を認める立案の発給を求めたもので、一七世紀海南で積極的に開発を進めていた海南尹氏家に多い。立案が貼付されたものもある。⁽¹⁹⁾「紛失文書」は紛失したり火災により焼失した売買明文や立案などの文書につき、その内容の確認を求めたもの。「墓地確認」は墓地となる山の所有権ないし境界の確認を求めたものである。「土地買得」は「奴婢買得」と同じく土地売買の際に買主が官の認証を求めるもので、やはり売買明文、売主と証人の招辞、官の立案が粘連される例が多い。しかし、各家門伝来の土地売買文書のうち、所志により官の認証を請求している事例はごくわずかで、多くの土地売買は官の介在無しにおこなわれていたと考えられる。⁽²⁰⁾表2で土地買得関連所志類が少なく、また一八世紀以

降の例がないのもそのためで、土地売買自体がまれであったり、減少したりというわけではない。「土地確認」は耕作地の所有権の確認を請求したものだ。「その他」には書院への配享請願、囚人にたいする減刑請願、代囚の請願、奴婢贖良の認可請求、面任交代請求などが含まれる。

訴訟所志類では、「山訟」すなわち墓地にかかわる紛争が全体の六割を越える。具体的には、埋葬を妨害されたとか、自家墓地の近くに許可なく偷葬された、あるいは墓域の松楸を伐採されたといった主張であり、実態としては墓地の境域をめぐる争いに端を発していることが多い。⁽²⁾ 一九世紀に急増しており、この時期の在地士族がかかえる最大の問題であったといえる。

次いで多いのが耕作地の所有権をめぐる「土地紛争」で、しばしば元隻による盗売を主張する。この山訟と土地紛争で訴訟所志類の九割弱を占める。「奴婢紛争」は奴婢の所有権をめぐる紛争。「庄民拒納」とあるのは「所産物種」を納めない庄民を訴えるもの。「債銭紛争」は債銭を返済しない元隻を訴えるもの、「賦役紛争」は二つの洞里の間での賦役負担をめぐる紛争、「その他」は家舎紛争、窃盗、誣告などである。

さらに以上の内容別の所志類を、提出者が所志類伝来家門に属する人物であるもの（「家門提出」）と、当該家門との直接の関係を見せず、何らかの理由により別途に伝来したと考えられる所志類（「別途伝来」）との別によって分けて示したのが表3である。提出者が例えば「金生員宅奴某」といった「某宅奴婢」形式のもので、その上典が伝来家門の一員である場合は「家門提出」に分類している。

表3にあるように別途伝来が請願で七二件、訴訟で三二件、あわせると四分の一強を占め、旌表の請願と土地紛争に多い。旌表請願の場合、推薦されている人物はすべて伝来家門の一員であるが、提出している推薦者は同じ邑や面、ときに道内各地の士族（儒生）の連名であり、所志類が官から返却された後に、推薦された旌表候補者自身ないし家族に渡されたものと推測される。土地紛争関係の所志類は、土地の売買にともない土地

の権利関係文書の一つとして買主に伝来されたものと思われる。土地や奴婢の売買所志類や土地立案所志類も同様に新たな売買にもなって過去の所志類が伝来されたのであろう。このように在地士族家門伝来所志類といっても、伝来の過程は一樣ではない。また前にも触れたが、各家門で作成・提出した所志類の中には、同様の理由で逆に他に移ったものもあるものとみられる。

なお、表では示さなかったが所志類の内容を家門別にみると、奴婢買得、旌表請願、賦役免除、山訟、土地紛争といった所志類数の多いものは、特定の家門に限ることなく各家門に共通してあらわれる。奴婢買得は、扶安金氏A八件、海南尹氏三四件、全州李氏四件、咸陽吳氏二一件となっており、旌表は、扶安金氏A四件、扶安金氏C二二件、全州李氏八件、咸陽吳氏二件という分布。同じく賦役免除では扶安金氏A二件、扶安金氏C八件、海南尹氏二一件、全州李氏二一件となっている。山訟は扶安金氏A一七件、扶安金氏B九件、海南尹氏二一件、全州李氏七一件、咸陽吳氏三五件であり、土地紛争では扶安金氏A六件、海南尹氏二八件、全州李氏一七件となっている。家門提出分に限っても、別途伝来のみの旌表を別けると同じことがいえる。

こうした請願・訴訟の内容を民状置簿冊と比較してみると、いくつかの相違がある。²² 金仁杰氏の研究による

表3 伝来別所志類内容

		家門提出	別途伝来	不明	計
請願所志類	奴婢買得	54	12	1	67
	旌表		36		36
	賦役免除	17	6		23
	土地立案	7	3		10
	紛失文書	6	1		7
	墓地確認	5	1		6
	土地買得	1	4		5
	土地確認	2	1		3
	その他	7	8		15
	計	99	72	1	172
訴訟所志類	山訟	136	7		143
	土地紛争	30	21		51
	奴婢紛争	8			8
	庄民拒納	4			4
	債銭紛争	3			3
	賦役紛争		3		3
	その他	3	1	1	5
	計	184	32	1	217

と、全羅道靈巖郡の一八三八年七月の「靈巖郡所騰書冊」には、合計一八七件の請願・提訴が記録されており、うち一一八件は田政・軍政・還政など本稿で賦役免除の請願としたものである。紛争にかかわるものは四八件で、その中で山訟は四件にすぎない。いわゆる民状置簿冊に本稿で所志類としているものすべてが記録されているのかという点には慎重な吟味が必要であり、対象とする時期の範囲も異なるので、安易に結論をだすことはできない。しかし、少なくとも士族に限らない広範な民の請願・訴訟と士族のそれとの違いを予測させるものではある。

また、所志類の中には同じ案件についてくり返し提出している例がある。表4は、内容別の所志類数、同じ案件の所志類をまとめて一件とした案件数、そのうち所志類が二回以上提出されている件数、提出期間と回数、最大値と平均値を出したものである。

請願所志類では、旌表請願が所志類数三六にたいし案件数四、すべての案件が二回以上提出されており、最多のもので四一年の間に二二回の提出、平均

表4 所志類の提出期間と回数

	所志類数	案件数	再提案件数	最長年数	最多回数	平均年数	平均回数	
請願所志類	奴婢買得	67	67		1	1	1.0	1.0
	旌表	36	4	4	41	22	18.3	9.0
	賦役免除	23	19	4	1	2	1.0	1.2
	土地立案	10	10		1	1	1.0	1.0
	紛失文書	7	7		1	1	1.0	1.0
	墓地確認	6	5	1	19	4	4.6	1.6
	土地買得	5	5		1	1	1.0	1.0
	土地確認	3	3		1	1	1.0	1.0
	その他	15	11	4	10	2	2.0	1.4
計	172	131	13	—	—	1.7	1.4	
訴訟所志類	山訟	143	55	23	20	19	2.0	2.6
	土地紛争	51	23	9	54	11	4.8	2.3
	奴婢紛争	8	6	1	8	3	2.2	1.3
	庄民拒納	4	1	1	4	4	4.0	4.0
	債銭紛争	3	1	1	2	3	2.0	3.0
	賦役紛争	3	1	1	?	3	?	3.0
	その他	5	5	1	1	1	1.0	1.0
	計	217	92	37	—	—	2.8	2.4

すると一八・三年で九・〇回と、長期間にわたりくり返し出されている。しかし、旌表を除くと請願では同じ案件につき再提出することは少なく、合計でも一七二件の所志類に一三二案件、平均一・七年で一・四回となっている。

訴訟では、山訟が一四三件の所志類に五五案件、うち二三案件は二回以上の提訴で、最長が二〇年、最多が一九回、一回のみのものを含めた平均が二・〇年で二・六回となる。土地紛争は所志類五一件に二一案件、うち九案件が複数回提出しており、最長五四年、最多一一回、平均して四・八年で二・三回である。ただ土地紛争の場合、二年以上にわたるのは五件で、そのうち二件が五四年と二八年と長いため平均年数が高くなっている。訴訟所志類をまとめると、一案件あたり平均二・八年で二・四回と請願よりも高い値が出る。

再提出するかどうかは、初めに出した所志類に官の側がどういふ回答をするかに大きくよるのであるが、旌表請願と各種訴訟はしばしば一回でおわらず長期間にわたって所志類が提出されていたことをここでは確認しておきたい。

(2) 提出者

提出者は居住地と名前のほかに身分・職役に相当すると思われる名称を記していることが多い。その身分・職役別の所志類の数を示したのが表5である。できるだけ史料に現れる名称をそのままとったが、官職ないし前官職が記載されているものは一括した。具体的には、「前府使」「訓練院奉事」「前別座」「前都事」「行参奉」といったものである。「某宅奴婢」は、例えば「金生員宅奴某」といった形の表記をまとめたもので、奴婢が上典(主人)の代理として提出している所志類である。このうち婢は一例のみである。また「奴婢」は「某宅」がつかない「奴」「婢」ないし「私奴」「私婢」を一括したもので、婢は一例である。提出者が複数のときには

筆頭者の身分・職役をとっている。

さて、表5「家門提出」

では、幼学、化民幼学、化民、罪民、某宅奴婢などが多い。この「化民」を名乗る例には奴婢をはじめ士族でないことの明らかな者はなく、次の史料からみて幼学と同じく士族を任ずる者の称と推測される。

〔史料5〕

扶安居罪民金鳳九

右謹言、民之親葬、去初二

日定行于下西面辺山広溪前麓是白加尼、野営村李頭淳為名漢、称以山主、拔劔行惡……不意今者構誣先呈、至於凶形是乎所、揆以法理……常漢之於士夫、非可禁処也、且渠之状内、称以□民、直書民之姓名、則渠以賤漢、欺官凌班之罪、犯分之大者也、伏乞山地緊歇、班常等分、依法典決処後、右漢拔劔行惡之罪、請和起訟之奸、以漢称民之罪、一一嚴治之地為白只為行下向教是事

表5 提出者身分・職役

	家門提出	別途伝来	不明	計
官職・前官職	6			6
生員・進士・及第	1	4		5
儒生	1	21		22
郷中多士		1		1
幼学	32	10		42
幼学母寡女	1			1
化民進士		3		3
化民幼学	20	2		22
化民	112	2		114
罪民	10			10
閑良善		1		1
嘉善		1		1
生	2			2
民	7	1		8
上下民人(洞)	1			1
民人(村)		1		1
某居人		1		1
書員		1		1
洞里任・正・長		5		5
砲手		2		2
吹手		1		1
主戸	1			1
某宅奴婢	79	7		86
奴婢	1	15		16
僧		10		10
姓名のみ	5	15		20
提出者欠	4		2	6
計	283	104	2	389

城主処分

丁巳潤五月日 (以下略、□は積文できない字)²⁴

これは扶安県に住む金鳳九が親の埋葬にあたって李顛淳という人物から妨害を受け、さらに李顛淳が官に提訴したため対抗して県の守令に提出した所志である。丁巳年は一八五七年にあたる。金鳳九の称している罪民とは喪中にある者の称であり、戸口単子の職役は幼学、直系祖先には文科及第者や実職に就いた者がいる人物である。引用史料中でも班Ⅱ両班、士族であることを自任している。対して元隻の李顛淳については「常漢」「賤漢」「班常等分」という表現からみて、常漢(常民)とみなしているといつてよからう。注目されるのは、李顛淳が自らを「□民」と称しているがこれは「以漢称民之罪」にあたるという金鳳九の主張である。「□民」は他の所志類から考えて「化民」である可能性が高いと思われるが、いずれにせよ常漢は「民」を称することはできないという觀念が存在しているのである。

もちろん化民にせよ幼学にせよ、それはあくまで自称であって、この史料のように冒称として非難されることもあったわけであるが、本稿で扱う各家門は士族としての出自が明確であり、所藏家提出分についてはとくに疑う必要はなからう。

所志類伝来家門提出の所志類に以上のような身分・職役が多いのは当然といえるが、「別途伝来」では旌表請願の際に用いられることの多い「儒生」が目立つほか、「書員」や「洞里任」、「僧」、「某宅」をともなわなない「奴婢」など多様な身分・職役が含まれる。このうち「奴婢」の多くは奴婢自らが自身の問題について提出しているケースであるが、内容からみて上典の代理と思われるものも若干含んでいる。

さらに身分・職役と所志類の内容との関係をみてみると、奴婢売買では六七件中、幼学一八件、某宅奴婢三〇件がおもなところであり、旌表請願は三六件のうち二〇件が儒生、その他も進士・幼学・化民が占め、某宅

奴婢形式はない。山訟一四三件中では、化民九〇件、化民幼学一四件、幼学が三件と、化民ないし幼学のあらわれるものが大半を占め、某宅奴婢は三件にとどまる。土地紛争は全五一件の中で化民一件、化民幼学四件、幼学二件、某宅奴婢二件、奴婢八件、僧一〇件、その他四件となっている。旌表請願や山訟といった道徳規範や祖先祭祀にかかわる案件は土族自らが所志類を提出する場合が多く、それ以外の経済的な問題は奴婢を代理とすることもしばしばあったといえる。

次に提出者が単独か複数の連名かをみると、全三八九件中一四六件が連名で提出している。山訟九六件（山訟全体の六七・一％）、旌表請願三六件（旌表請願のすべて）がおもなところで、奴婢や土地の買得には一件もない。墓地を争う山訟は墓主の子孫全体の問題であることから子孫の連名となりやすく、旌表請願は儒林の総意として推薦するという形をとるのが一般的ためである。身分・職役は化民・幼学・儒生で大半を占める。興味深いものでは山訟に関して洞の「上下民人」が提訴している例が一件あり、幼学一〇名、下人三三名が署名している。この下人はすべて姓がなく名のみでおそらくは奴婢ではないかと思われる。

(3) 元隻

表6は、訴訟所志類に現れた元隻（被告）に関する情報を伝来家門提出案件についてのみまとめたものである。したがって提出者は在地土族に限られ、在地土族がどういふ人物を元隻として争っていたかを示している。同じ案件の場合元隻

表6 訴訟案件の元隻（伝来家門提出案件のみ）

	親族	土族	吏属	漢	奴婢	姓名のみ	その他	不明	計
山訟	7	3	6	11	1	7	9	9	53
土地紛争	5	2		3	2	2	2		16
奴婢紛争		2			3		1		6
庄民拒納							1		1
債銭紛争				1					1
その他		1	1		1				3
計	12	8	7	15	7	9	13	9	80

は共通するので、所志類数ではなく案件数でみている。なお、賦役紛争は所藏家提出案件がないため表から省いた。

若干説明を加えると、「親族」は所志類に「同宗人」や「族人」など親族関係の記述がある者で、母方や女子でつながる異姓親族も含めている。「土族」としたのは「某班」「班民」「某生員」など、「吏属」は「下吏」と「書員」、「漢」は「常漢」「某為名漢」「富漢」など「漢」を含む呼称で表記されている例をまとめたが、すべて常漢とみなせるかは確かでない。「その他」には「某為名人」「洞長」「村民」「庄民」「艱食輩」「某哥」などを入れた。これらはあくまで提出者（元告）の表現であり、元隻が自認するものでは必ずしもない。

この表をみると、元隻は多様であり、とくに案件数の多い山訟と土地紛争では親族を相手とする訴訟も少なからずあることがわかる。例えば次のような例である。

〔事例1〕 扶安県立下面に住む金鼎烈の九代祖の墓は、金氏諸宗の先山地である扶安席洞山にあり、この山に金氏諸宗は墓からの歩数、主脈を考慮することなく入葬していた。ところが癸巳年（一七七三年）金鼎烈が九代祖墓下に母親を埋葬しようとしたところ、同宗金敬孝が自らの親の墓に近いことを理由に妨害したため、扶安県の守令に提訴して²⁶いる。

〔事例2〕 扶安県の金生員宅に伝来してきた扶安県内の土地二か所合計二〇斗落を、金生員宅の庶従叔にあたる両班と金大成という人物が無知富漢に暗売し、さらに庶従叔両班の従兄が金生員宅の土地四斗落を別な人物に売却したため、辛丑年（一七八一年）扶安の守令に訴えて²⁷いる。

李朝後期、父系親族集団の結合が強まる傾向にあったのはよく知られているところであるが、それは同時に親族集団内部での対立をはらむものでもあり、ときには親族集団の中では解決することができず提訴にいたる場合もあったわけである。

また表6には良役に冒属を図ったとして自己所有の奴を訴えたり、賭地（小作料）の納入を拒否する自己農庄の作者を提訴したり、庄民が庄主に納めていた「所産物種」の軽減を求めて官に提訴したため庄主が対抗して庄民を訴えている例などがあり、奴婢や小作人にたいする在地土族の強制力がそれほど強いものではなく、官に頼らざるをえないこともあったことがうかがえる。

さらに所志類の記述をみると、右にあげた庄民の例のように、元隻は一方的に訴えられるばかりではなく同じ紛争に関して逆に提出者（元告）を訴えることもあった。全八〇件のうち一六件が相互に提訴しており、内訳は親族六件、土族二件、漢三件、奴婢一件、姓名のみ二件、その他二件（庄民・洞長）である。常漢や奴婢といえど、土族に対抗して提訴することがあったわけである。

（4）提出先

次いで、所志類の提出先を全三八九件について内容別にみたのが、表7である。

比率でいって請願所志類の七四・四％、訴訟所志類の八八・五％は各邑の守令に提出されている。次に多いのは道の觀察使、旌表請願には暗行御史も少なくない。奴婢買得は中央官司にも八件出されているが、これはすべて奴婢売買を管掌する掌隸院に提出されたものである。旌表請願では中央で旌表を管掌する礼曹の判書、あるいは領議政といった高官あてにも出されている。表で「他」としたのは、道の兵使（兵馬節度使）や僉節制使といった武官に軍役にかかわる問題につき提出した所志類がおもである。

さらに複数回提出されている案件について提出先をみると、守令にのみくり返し出している例が多いが、守令に加え觀察使や暗行御史、中央官司など様々なところに提出する場合もあった。旌表では守令のみという案件はなく、どれも觀察使・暗行御史・中央官司のいずれか、ないしすべてを含んでいる。賦役免除の請願では

四案件中の三件は守令のみであるが、一件は守令と
 僉節制使に出され、山訟は二三件中一四件は守令の
 み、九件が守令に加え觀察使ないし暗行御史にも提
 出している。土地紛争では二件が守令と觀察使に、
 七件は守令だけに複数回出している。ただし守令以
 外にのみ提出されている案件はわずかで、例えば觀
 察使に出された合計三八件の所志類のうち三一件は
 同じ案件につき守令にも所志類を提出している。

旌表請願の場合、守令には旌表を決定する権限は
 なく、守令が邑内の旌表候補者を觀察使に報告し、
 さらに觀察使から礼曹という段階を踏む中で候補者
 をしぼり、議政府で検討した上、最終的には国王の
 認可が必要であった。⁽³²⁾そこで推薦する側も守令のみ
 ならず觀察使や中央の礼曹判書、領議政にまで請願
 を出しているわけである。

旌表以外の本稿で対象とする事例は、軍役関係の
 一部と山訟のうち墓の暗掘など重罪とされる案件を
 別にすると守令が決定の権限をもつと考えられるも
 のが多い。⁽³²⁾そのため所志類はまずは各邑の守令に提

表7 所志類の提出先

		守令	觀察使	暗行御史	中央官司	他・不明	計
請願所志類	奴婢買得	57			8	2	67
	旌表	10	13	9	3	1	36
	賦役免除	21	1			1	23
	土地立案	8	2				10
	紛失文書	7					7
	墓地確認	6					6
	土地買得	5					5
	土地確認	3					3
その他	11	2		1	1	15	
計	128	18	9	12	5	172	
訴訟所志類	山訟	127	14	1		1	143
	土地紛争	47	4				51
	奴婢紛争	5	2			1	8
	庄民拒納	3		1			4
	債銭紛争	3					3
	賦役紛争	3					3
	その他	4				1	5
	計	192	20	2	0	3	217

出され、同じ案件について複数回出す場合も守令にくり返し提出することが多かったものと思われる。つまり守令段階で多くの問題は解決が図られていたわけであるが、守令の判断に不満な場合は觀察使や暗行御史などに所志類を提出する道も実態として存在したわけである。³³⁾

では、提出先と提出者はどういう関係にあったのであろうか。守令への提出分についてみると、提出者の住む邑の守令に出すとは限らず、請願一・二八件中二五件、訴訟一九二件中四二件は異なる邑の守令に提出されている。判明する限りでは、売買の認証を求める場合には売主の住む邑、その他の請願では請願の対象となる物件・人物の所在する邑、訴訟では紛争の対象となっている物件の所在する邑に出す例が大半を占め、提出者の居住地と提出先に強い関係はないようである。例えば奴婢の売買において、買主と同じ邑に住む奴婢を買得ても、売主が異なる邑に住んでいたら、その売主の邑に所志を提出している。土地立案の申請では問題となる土地の所在する邑に、旌表請願では推薦される人物の住む邑に出している。山訟や土地紛争など訴訟所志類でも、多くの場合提出者や元隻の居住地よりも紛争の対象となっている墓地や土地の所在地が優先されている。ただし、数は少ないとはいえ次のような例もみられ、興味深い。

〔事例3〕 海南民尹觀夏等は康津にある墓地をめぐる同じく康津に住む同宗の人物と争い、康津県に一八九〇年から九三年二月にかけて四度にわたり提訴したが、康津の守令は明確な判断を示さなかった。そこで一八九三年八月に海南県の守令に同じ問題につき訴えている。³⁴⁾

〔事例4〕 一八六五年、海南県一面蓮洞尹生員宅が所有する陳田として免税扱いの海南県内一結三三卜の土地に県が枉徴を図ったので、尹生員宅では順天府使に免税の確認を求め訴えている。³⁵⁾

〔事例5〕 興徳県に住む金聖厚は靈光郡に祖先の墓があったが、戊申年にその墓地の松楸を茂長県居住の呉元孝が無断で伐採したため、墓のある靈光郡に訴えたところ、元隻が住む茂長に提訴せよという題を受けた。そ

ここで茂長県に訴えると墓のある靈光に提訴せよという回答であったため、金聖厚は水営（水軍節度使の軍営、おそらく全羅道右水営か）に提訴している。³⁶⁾

前述したとおり一般に守令の判断に不満がある場合は道の觀察使に提訴することが多いのであるが、ときには別な邑の守令、あるいは軍営など様々な経路により自己の要求の実現を図っているわけである。

(5) 題辭・・・所志類提出後の経過

では、所志類を受理した官はどういう対応をしているのであろうか。

請願所志類の場合、旌表請願を除くと請願を認める題（題辭）や立案を出している例が多い。それは表3にみたように、旌表請願以外では同じ案件に関する所志類の再提出が少ないことと対応する。奴婢・土地の売買では、売買明文と売主・証人の招辭が提出された上で売買を認可する立案が発給されており、所志には題をつけないことも少なくない。土地立案では、立案発給を認めている題もあれば、題としては面任などに申請された土地が無主であるかどうかの調査を命じ、所志類に粘連して立案が出されている例もある。旌表請願の題は「姑為退俟向事」や「当俟博采向事」など、守令・觀察使とも扱いを保留している例が多い。これは先に述べた守令・觀察使は旌表候補者を選ぶ権限しかもたないという旌表決定の制度からくるものであろう。そのため旌表が決まるまでくり返し請願をおこなうということにもなるわけである。

訴訟所志類の題について、守令への提出分一九二件をまとめたのが表8である。

「認容」は提出者の主張を認めているものであるが、この中には単に認めるというだけの題と、認めた上で何らかの処置・処罰を命じている題とがある。「官調査」としたのは官による調査ないし審理に該当するもので、提訴された案件につき郷吏・將校・座首・面任などに調査・報告を命じたり、あるいは守令がみずから親

審するとしているものである。

「元隻捉来」は裁判開始（始訟）の第一段階として元隻（被告）の捉来（召喚）を命じているものであり、郷吏など官属に捉来を命じている題と、元告（原告、所志類提出者）にたいし元隻の捉来を命じている題とがある。後者の場合元告は元隻のもとに行き題を示して出頭を求めるところになる。この元告への捉来指示の多さは注目されるところで、朴秉濂氏も述べるように民事的な訴訟において当事者主義的側面があったことを示している。³⁷とはいえ当事者主義が貫徹されていたわけではない。元告の力で元隻を捉来することができなかつたときのみならず、提訴の当初から官属に元隻の捉来を命じる題を出す例も少なくない。この官捉来を命じているケースは、所志類の数で二七件、案件数では二〇案件。そのうち親族を含む士族が元隻のものは一案件、三例のみで、残りは常漢、下吏など士族とはみなせない事例である。全事例の中で士族が元隻に占める比率からいって、官属による士族の捉来は避ける傾向があつたのではないかと思われる。

「勸告」は親族間での争訟につき宗中での解決・和解を勸告ないし指示している題である。勸告の対象には元告とならんで宗中（門中、同宗の組織）やその代表である門長があらわれる。親族間の訴訟のすべてに和解等を勸告しているわけではないが、できるだけ介入を避けようという傾向がうかがえる。「他手続」は文記の提出を命じるなど、何らかの捉来以外の手続きのな

表 8 守令提出訴訟所志類の題

	認容	官調査	元隻捉来 (官)	元隻捉来 (元告)	棄却	保留	勸告	他手続	題欠	計
山訟	26	18	25	27	6	12	1	8	4	127
土地紛争	9	2		19		3	3	5	6	47
奴婢紛争	1		1	1				1	1	5
庄民拒納			1		1				1	3
債銭紛争		1		2						3
賦役紛争		1		1					1	3
その他	2			1					1	4
計	38	22	27	51	7	15	4	14	14	192

指示を出しているものである。

以上のうち現在の意味での判決に近いものは「認容」「棄却」「勧告」であり、全体のおよそ二五%。「官調査」「元隻捉来(官・元告)」「他手続」といった訴訟手続の一環とみられるものが全体の六割近くを占める。このように所志類の題は提出者の要求にたいする何らかの回答なのであり、必ずしも判決とは限らない。所志類から知りうるのは訴訟過程の一部にすぎないわけである。

なお、観察使に出された訴訟所志類は二〇件であったが(表7)、その題は認容が七件、官による調査が一件、官による捉来三件、元告による捉来一件、棄却一件、保留二件、他の手続き三件となっている。認容や官による調査・捉来の題は最初に訴訟を担当した守令への指示という形をとっている。

個別の所志類の題は右にみたとおりなのであるが、各案件、とくに訴訟案件が最終的にどのような結果に終わったのかは判然としない例がほとんどである。所志類の題とは別に判決内容を記した立案が作成されることもあったが、本稿の事例とかかわる立案は一件が残るのみで、捉来など手続的な題が出されるだけで終わっている案件が多く、また個々の所志類では仮に元告の主張が認められたとしても、元隻が納得せずに提訴したり判決にしたがわないということがしばしばあるためである。

民事的な訴訟(詞訟)において審理の結果題や立案の形で判決が出され、元告・元隻がその判決を認めた場合、それぞれ侂音と呼ばれる文書を官に提出することになっていた。³⁸元隻の侂音は元告勝訴の場合元告に渡されたとみられ、ここで扱っている家門でも何通かの侂音が所志類とともに伝来されている。しかし、その数は少なく侂音が残るのは訴訟案件九一件中七件にとどまる。いずれも元告の主張が容れられ元隻が判決にしたがう旨記したものであるが、これら判決が確定したと考えられる案件の中にさえ、次のように判決・侂音の効力を疑わせる例がある。

〔事例6〕 南原屯徳坊に住む化民李正銓の祖母の墓の近くに常漢金元哲が無断で父を埋葬したため、李正銓は南原の守令に一八二三年から二六年にかけて四度にわたり墓の掘移を求めて提訴した。守令は訴えを認めて金元哲に掘移を命じ、金元哲もいったんは掘移する旨の傍音を提出した。しかしその後金元哲は態度をかえて逆に李正銓を觀察使に訴えたため、李正銓も觀察使・守令への提訴をくり返した。それにたいし南原の守令は掘移の強制執行を避けるのみならず、最後に残る所志(一八三二年)ではあらためて面任に双方立ち会いのもとの現地調査を命じ、事実上以前の判決を白紙に戻した。一〇年間に九度の提訴をおこなっているが、最終的にどのような結果に終わったのかはわからない。⁽³⁹⁾

〔事例7〕 茂長に住む呉鎮朝一族の五代祖の墓は靈光郡にあった。一八一二年、その墓の近くに金季觀という人物が偷葬したので呉鎮朝は靈光郡に提訴し勝訴したが、元隻の金季觀が逃亡したため偷葬した墓はそのまゝ残った。⁽⁴⁰⁾ 二〇年後の一八三一年、金季觀を発見すると再び提訴し、敗訴した金季觀は期限内に墓を掘移する旨の傍音を提出した。しかし、その期限が過ぎても金季觀は掘移せず呉氏は提訴を続けたが、果たして掘移が実行されたのか残る史料からは不明である。⁽⁴¹⁾

つまり、たとえ判決にあたる題や立案が出て元隻が傍音を提出しても、それが絶対的な効力をもつとは限らないのである。また、官の側も事例6にみられるように、山訟など民事的な紛争については判決の執行を是が非にも強制しようとはしていないようである。⁽⁴²⁾

このように判決が容易には確定せず効力もあいまいであることが、紛争案件の結末をつかめなくしている要因の一つであろうが、もう一つの可能性として私和がある。

〔事例8〕 扶安に住む金基淳ら扶安金氏一門の代々の墓所に吏属である辛東煥がその子を無断で埋葬したため、金氏一門は扶安県の守令に提訴した。すると辛東煥は非を認めて金氏に私和を請い、墓を掘移する旨の手記

(手標)を金氏に納めた。ところが辛東煥は手記にある期限を過ぎても掘移せず、金氏は再び守令に提訴にいたった。⁽⁴³⁾

この事例のように提訴後に元告と元隻の間で私和したものの、その後私和が破れ再提訴にいたっている例が八案件、私和により解決したとみられる案件が一件ある。だが、私和に際して作成された手記が残るのは二件のみで、ほかの案件は私和後に再度所志類が提出されているために私和のあったことがわかる事例である。私和の際に手記を作らなかつたり、手記が相手側にわたされることも十分ありうるので、このほかに私和によって紛争が最終的に解決し訴訟が立ち消えになっている案件も少なからずあるものと思われる。訴訟は紛争解決のためおこされるわけであるが、自己に有利な官の判決をえることが優先されたわけでは必ずしもなく、訴訟の過程で私和という選択肢も常にあつたのである。

官の側も、殺人などは別として、⁽⁴⁴⁾民事的な問題については私和を望んでいたようである。牧民書の一つには次のような記述がある。

〔史料6〕 民状題辭、与其所志之意相反則可謂私人之情、必以果如状辭則某也所為万万無状、重治次捉来、嚴題以給、使状者捉待則非徒順人之情也、被訴者果無状則初不敢接訟、自下私和矣。⁽⁴⁵⁾

民状(所志類)には所志提出者の主張に配慮して「もし訴えのとおりであれば非常に問題である。重治するため捉来せよ」という題をあたえ、提出者に元隻を捉来させよというのであるが、その理由として、もし元隻(被訴者)に非があれば彼は官に出頭して接訟しようとはせず、提出者が捉来に出向いたときに私和するであろうということあげている。牧民書の内容をそのまま実態としてみることはできないが、元告に捉来を命じる題が多い(表8)背景にはこうした地方官の意向があつたのかもしれない。

おわりに

以上、所志類から知りうるいくつかの事項について検討してきたが、判決における法源の問題や提出時期、家門ごとの特徴など触れなかった点も少なくない。また、山訟や土地紛争など所志類にあらわれた個別の問題についても深く論じることがはしなかった。本稿での議論が、どの程度他地域や他の階層にもあてはまるのかという問題を含め、今後、所志類を用いた研究を進めていく上での課題としたい。

註

- (1) 李朝時代の裁判・訴訟制度関係のおもな研究としては、朴秉濠『伝統的法体系と法意識』（ソウル大学校出版部、一九七二年）、同『韓国法制史攷』（法文社、一九七四年）、同『韓国の伝統社会と法』（ソウル大学校出版部、一九八五年）、金仙卿「『民状置簿冊』을 통해 본 朝鮮時代の裁判制度」、『歴史研究』一、一九九二年）、韓相權「朝鮮時代訴訟制度의 發達過程」、『韓国学報』七三、一九九三年）、吳甲均『朝鮮時代司法制度研究』（三英社、一九九五年）などがある。
- (2) その意味で、沈載祐「18世紀獄訟의 性格과 刑政運營의 變化」、『韓国史論』（ソウル大）三四、一九九五年）は注目される最近の成果である。
- (3) なお、所志類とかかわって民状置簿冊あるいは詞訟録とよばれる官の記録がある。これは邑（郡県）の守令や道の觀察使に提出された所志類の内容の要約と官の回答（題辭）を各官庁において記した記録であり、一九世紀から二〇世紀初頭にかけていくつかの地方のものが断片的に残っている。請願・訴訟制度を検討するうえで所志類とともに第一級の史料である。個別の所志類と比べれば、ある地域の一定期間の請願・訴訟を全体的に把握でき

るといふ点で価値が高い。しかし、記載内容が非常に簡略であり、時期的には一九世紀以降、多くが一九世紀末葉から二〇世紀初頭にかけてのもので、三年以上連続した記録はほとんどないといった限界もある。民状置簿冊を利用した研究に、金仁杰「民状」을 통해 서본 19世紀前半鄉村社会問題」(『韓国史論』(ソウル大) 二三、一九九〇年)、金仙卿前掲「民状置簿冊을 통해 서본 朝鮮時代の裁判制度」などがある。

(4) 次の史料集を利用した。①『扶安金氏愚磻古文書』(韓国精神文化研究院、一九八三年)、②『古文書集成三 海南尹氏篇』正書本・影印本(韓国精神文化研究院、一九八六年)、③『全羅道茂長の 咸陽吳氏와 그들의 文書』I・II(全北大学校博物館、一九八六・八八年)、④『朝鮮時代南原屯徳坊의 全州李氏와 그들의 文書』I(全北大学校博物館、一九九〇年)。③④については文書一件ごとに編者の解題が付されており、本稿もその恩恵を受けている。以下、右の史料集の所收史料を引用する場合、各史料集の史料分類と史料番号を用い「扶安金氏所志一」といった形式で表記する。

(5) 拙稿「李朝後期における在地両班層の土地相続」『史学雑誌』九九・八、一九九〇年。

(6) 韓国精神文化研究院、一九八一年、二四六～二六五頁。

(7) 稟目はいわば分類の境界にある文書で、その中には下位の官から上官への報告書もあり、稟目すべてを所志類とするべきではなからう。

(8) 海南尹氏許与一。一三五四年の所志で、父から奴婢を贈与されるにあたりその認証を監務に求めている。これを見ると「所志」の形式が一四世紀には成立していたことがわかる。崔承熙前掲『韓国古文書研究』二四七頁にも引かれている。

(9) 海南尹氏所志三三。

(10) 提出者が複数ものを「等状」として所志と別個の形式とみなすこともあるが、提出者が複数であるという以外に違いはなく、ここではとくに独立させて考えない。

(11) 咸陽吳氏所志二〇。

(12) 扶安金氏所志三二。

(13) 崔承熙前掲『韓国古文書研究』(二五〇頁)は題を出した者とするが、朴秉濠前掲『韓国法制史攷』(二七三～二七四頁)、前掲『全羅道茂長の 咸陽吳氏와 그들의 文書』I(六七～六八頁、全良穆解題)では、題の宛て先とする。

- (14) 題を出すのは邑ならば守令、道ならば觀察使であるが、実際の作成者は郷吏であることも少なくなかったようである。牧民書には、刑吏を用いず地方官自ら題を出すよう述べるものもあるが、逆に郷吏が題を作っていた実情をうかがわせる(「不用刑吏、民訴親題、固好。」「利川府使韓感之書」内藤吉之助編『朝鮮民政資料集』牧民篇』、同氏、一九四二年)。
- (15) 『儒胥必知』には「士夫以山訟事親呈单子」とともに「待本官遞婦親呈宮門单子」の書式が載せられている。前者は守令に、後者は觀察使に提出されるものであるが、後者の書式例では提出者名の後に「单子」ではなく「議送」がきている。その点以外は、双方とも本文に述べた例と同じ書式である。觀察使に提出される場合は、単子の書式でも議送とされたのであろうが、本稿で対象とする事例にはみられない。
- (16) 扶安所志七二。
- (17) 獄訟と詞訟の別など裁判制度の性格については、朴秉濠前掲『伝統的法体系斗 法意識』三一〜三二頁(朴秉濠前掲『韓国法制史攷』二五一〜二五二頁に再録)、吳甲均前掲『朝鮮時代司法制度研究』二五一頁参照。
- (18) 旌表請願については、拙稿「李朝後期郷村社会における旌表請願」(『朝鮮文化研究』二、一九九五年)で検討したことがある。
- (19) 無主地立案の法制的面については、朴秉濠前掲『韓国法制史攷』四九〜五三頁で述べられている。
- (20) 例えば、海南尹氏家伝来の作成年が明確な土地売買文書は、一五四二年から一八九一年にかけて五九三件あるが、この中で売買認可の立案を請求する所志が付属しているものは一六七年、一六八三年、一六八七年の三件にとどまる。一六世紀半ばから一九世紀末にかけてほとんどの土地売買文書は所志により官の認可を求めているが、また官の立案や押印もついている。この点については朴秉濠前掲『韓国法制史攷』(四四〜四七頁)、李在洙「一六世紀田畝売買の実態」(『歴史教育論集』九、一九八六年、六九頁)で触れられている。
- (21) 山訟に関する研究としては、金到勇「朝鮮後期山訟研究」(『考古歴史学志』五・六合輯、一九九〇年)、金仙卿「朝鮮後期山訟斗山林所有権の実態」(『東方学志』七七・七八・七九合輯、一九九三年)がある。
- (22) 民状置簿冊については前註3。
- (23) 金仁杰前掲「民状」을 통해 서본 19世紀前半郷村社会問題」(二四三〜二四五頁)。
- (24) 扶安金氏所志三三。
- (25) 海南尹氏議送四、「海南県一面白蓮洞上下民人等状」。

- (26) 扶安金氏所志一七。
- (27) 扶安金氏所志六四。
- (28) 海南尹氏所志五八。
- (29) 海南尹氏所志三五。
- (30) 海南尹氏所志二四。
- (31) 拙稿前掲「李朝後期鄉村社会における旌表請願」。
- (32) この点につき詳しくは別な機会に述べたい。なお、刑罰に関しては守令は笞刑相当の犯罪まで直断できることになつていた(『経国大典』刑典推断条)。
- (33) なお、旌表など守令に決定権のない問題も、前述のとおりまずは守令にたいし請願・提訴している例がほとんどである。つけ加えて、民事的な問題については『経国大典』刑典私賤条で「三度得伸勿更聽理、凡争訟同」と三回までの提訴が認められ、刑事的な案件にも同様な規定がある(刑典訴冤条)。その後『受教輯録』『統大典』では訴訟の長期化をさらって再提訴をより制限する規定が設けられている(刑典聽理条)。
- (34) 海南尹氏等状四〇五、单子三〇五。
- (35) 海南尹氏所志三四。
- (36) 咸陽吳氏所志三七、三八、四〇。
- (37) 朴秉濠前掲『韓国法制史攷』二七三〜二七四頁。また、元告への捉来指示は私和を誘導する意図もあつたようであるが、この点については後論する。
- (38) 朴秉濠前掲『韓国法制史攷』二八七頁。
- (39) 全州李氏所志三五・三六・三九〜四六。
- (40) 墓の掘移は埋葬者自身がおこなうのが原則であつた。
- (41) 咸陽吳氏所志三〇八。
- (42) もっとも土地・奴婢の訴訟に関しては「抛執他人奴婢及決後仍執者、杖一百徒三年……田宅同」(『経国大典』刑典私賤条)「凡訟田民已決後仍執者、並杖一百徒三年」(『統大典』刑典聽理条)といった規定がある。
- (43) 扶安金氏所志二二〜三二、一八四五年〜一八四七年。
- (44) 李朝時代に律として用いられた『明律』に殺人事件の私和を処罰する規定があり(尊長為人殺私和条)、『統大典』

(45) 刑典殺獄条にも「殺獄受賂私和者、依本律勘罪」とある。
「先覚追録」前掲『朝鮮民政資料「牧民篇」』。